

令和 5 年度 島田の逸品事業

(島田市産業経済部商工課)

1. 島田の逸品とは

島田市内で生産または企画し販売される産品の中から、市の魅力を日本、世界に発信するシンボリック的存在として認定した島田市が誇る産品です。

島田市の認知度向上を図るとともに、販路開拓等の支援につなげます。



2. 事業の目的

- ・ 地域産業の活性化を図ること
- ・ 島田市の認知度を向上すること
- ・ 事業者の販路開拓を行うこと

3. 認定特典

- ・ 島田市に認定された産品として公表できる。
- ・ 認定期間中は、蓬萊橋 897.4 茶屋 / TOURIST INFORMATION おおいなびでの販路が確保される。
- ・ 島田の逸品リーフレットに掲載され、認知度の向上に繋がる。
- ・ 市内外や首都圏の販売イベント帯同などの支援が受けられる。

4. 認定までのスケジュール

日程	内容
7月17日(月)～8月22日(火)	応募受付
9月7日(木)	一次選考
10月2日(月)～20日(金)	市民投票 (アピタ島田店、金谷図書館、川根温泉、WEB投票)
10月25日(水)	最終選考
12月19日(火)	認定証授与式
令和6年1月～	各地でお披露目

5. 募集・選定の方針

- ・ 応募産品数・応募事業者数、新規応募事業者の増を目指す。
- ・ 全体の認定数は30品(前回並み)以内とする。
- ・ 新たに島田市内の事業者によるコラボ商品を募集する。
- ・ 市民投票は最終選考落選からの復活チャンスとして運用(市民投票上位で最終選考から漏れたものを復活認定とする)。

6. 応募条件

一般部門・緑茶部門共通

- ①島田市内の事業者(個人・グループも可)が、生産(又は企画)し販売する産品であること
- ②認定品と島田市の魅力を市内外に発信するため、販売会等へ出展協力いただけること
- ③市税の滞納がないこと

一般部門

次のいずれかに該当していること。

- ①市民に愛されていて、島田市を印象づけることができる産品
- ②優れた特長を有し、島田市を代表する産品
- ③複数の事業者の協業により開発された、島田市らしさを持つ新しい産品

緑茶部門

次のすべてに該当していること。

- ①島田市産 100%の茶葉であること
- ②「島田」「金谷」「川根」の産地表記があること
- ③普通煎茶、又は深蒸し煎茶であること
- ④リーフ茶であること

7. 審査基準 (項目ごとに5点満点で評価)

1. 一般部門

島田らしさ	島田市の歴史、文化、伝統、自然が表現されている。	5・4・3・2・1
アピール力	島田市の認知度を向上させることができる。	5・4・3・2・1
商品力	同種商品において他と異なる特長を有している。	5・4・3・2・1
デザイン	産品のコンセプトに沿った魅力的なデザインである。	5・4・3・2・1
ストーリー	商品の開発、又は販売にストーリー性がある。	5・4・3・2・1

2. 緑茶部門

ブランド	味	5・4・3・2・1
	香り	5・4・3・2・1
	淹れたお茶の色合い(美しさ)	5・4・3・2・1
インパクト	パッケージに魅力を感じるか	5・4・3・2・1
アピール	市の認知度が向上できるか	5・4・3・2・1
プライス	お土産用として買いたいと思う価格設定であるか	5・4・3・2・1